

目次

新年のご挨拶	……(社)全日本マネキン紹介事業協会 会長	白石 眞一郎	1
年頭所感	……厚生労働省職業安定局派遣・ 有期労働対策部需給調整事業課 課長	田畑 一雄	2
年頭のごあいさつ	……(社)全国民営職業紹介事業協会 会長	荒川 春	3
新年ごあいさつ 理事・監事	……		4
企業の使い勝手の良い助成金紹介	……		6
	(株)小島労務管理事務所 所長	小島 孝一郎	
許可基準	……		11
「公益法人取得推進委員会」報告	……		12
	(社)全日本マネキン紹介事業協会 監事	小林 克巳	
経済センサス	……		14
	総務省・経済産業省		
民紹協の職業紹介責任者講習等のご案内	……		15
生活習慣病健康診断「特別コース」を体験して	……		16
	(社)全日本マネキン紹介事業協会 専務理事	小金井 敬	
事業所運営に対してのITの利点	……		18
	(社)全日本マネキン紹介事業協会 IT事業部長	牧野 伸男	
2011年の出来事	……		19
園遊会にお招きいただいて	……		20
	(有)南九州マネキン紹介所 代表取締役	黒田 孝二	
カメラに魅せられて	……		21
	(株)太陽	牧野 明治	
販売技術促進講座・従事者研修会	……		22
事務局に寄せられる「問い合わせ・クレーム」についての報告	……		23
事務局だより	……		24

新年のご挨拶

(社)全日本マネキン紹介事業協会 会長 白石 眞一郎



新年 明けましておめでとうございます。

会員皆様におかれましては、2012年を心新たに迎えられたこととお喜び申し上げます。

昨年は「東日本大震災」、「福島原発事故」、「集中豪雨」等、天災、人災の双方による未曾有の大災害に見舞われました。

「東日本大震災」においては、災害による多くの死傷者、行方不明者があり、被災者の方々が仮設住宅での不自由な生活が長引くとの報道を耳にするたび、心痛む思いであります。被災地の方々に一日も早く平穏な生活と笑顔が戻られますよう心から祈らずにはられません。

また世界経済も不確実さを増し、欧州の経済危機と米国経済の低迷により急激な円高が続いており、経営を取り巻く環境は大変厳しく、日本経済の先行き不透明感を危惧しています。

この不況の現状からどう脱却すればよいのか、どう乗り切っていくか、頭の痛いところでありませぬ。

しかしながら、われわれは許可事業所として法令の遵守は勿論のこと、「特殊技能者」として位置づけられている販売のプロである「マネキン」を育て紹介してきた実績と自信のもとに、有料職業紹介事業者としてのプライドにかけて、各方面へ力強くマネキン紹介事業をアピールしていく必要があります。これこそが真のマネキン紹介事業者であると考えます。

また、こうした地道な努力が各事業所の発展に結びついていくこととなり、ひいては需給調整の

一翼を担うことにつながるのではないのでしょうか。

本年は、平成20年12月から始まった「公益法人制度改革」に基づき、(社)全紹協は「公益社団法人」への移行をめざすため、「公益法人取得推進委員会」を立ち上げ、移行申請の準備に取り組んでおります。

申請にあたり、次の定時総会では新定款(案)他をご提案し、ご審議いただくこととなります。

「IT事業部」では、コンプライアンスに沿ったパソコンソフトを協会員に提供するため、従来導入しているソフトの不備な箇所の即時改善。さらにクライアント、百貨店、スーパーが、すでに導入している「クラウドシステム」の検討にも力を入れてまいる予定です。インターネットに接続できる環境さえあれば導入は簡単であり、複数の会員がシステムを共有することで、1社当たりのコストも大幅に抑制できる等のメリットがあるからです。

「全国代表委員会」においても連絡会を通じて会員の意見、要望を吸い上げ、前向きに取り入れ、この不況時を乗り切るべく努力をしております。執行部も「いま」の時代を正面から捉え、若さとスピード、そして新しい発想のもと、時代に即応した協会運営を進めてまいる所存であります。

各位の更なるご理解ご協力をお願い申し上げます。次第です。

会員事業所のますますの発展と、皆様のご健勝を衷心よりお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭所感

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部
需給調整事業課 課長

田畑 一雄



(社)全日本マネキン紹介事業協会会員の皆様、明けましておめでとうございます。

新年を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げますとともに、日頃の職業安定行政へのご理解とご協力を心から御礼申し上げます。

民営職業紹介事業については、平成十一年度の法改正以降、規制緩和をすすめてきた結果、民営職業紹介事業所数は、平成十一年度以降二桁台の伸びで増え続けておりましたが、平成二十二年度の新規許可事業所数は、約一八八〇〇事業所で前年度より一・五%の微増となっております。

今年一月に公表した平成二十二年度職業紹介事業報告の集計結果をみますと、新規求職申込件数・常用求人数・常用就職者数共に大幅な増加となっています。また、手数料収入についても約二一六三億円と前年度より一六%の増加となっています。

マネキンの職業は、新規求職申込件数で約二一万件と前年度より十一%の増加となっておりますが、常用求人数は、前年度より▲二十八%と大幅な減少となっております。また、手数料収入も約八〇億円と前年度より▲十%減となり大変厳しい状況となっております。

最近の雇用失業情勢については、有効求人倍率は昨年から上昇傾向にあり、十一月の有効求人倍率は〇・六九倍と前年同月より〇・一二ポイント改善しておりますが、十一月の完全失業率は四・五%となっており、依然として厳しい状況にあります。

さて、昨年を振り返るにあたって、三月十一日に発生した「東日本大震災」に触れないわけにはいきません。貴協会の会員の皆様の中にも被災された方がいらっしゃるのと同じく、心よりお見舞いを申し上げます。被災県で事業をされている

方も震災後の大変な状況にありながら、東北復興のためにご尽力されているとお聞きしており、労働行政に携わるものとして大変心強く感じております。

この震災に加え、急激な円高や欧州危機等経済・社会を取り巻く環境が大きく変わる中で、雇用についても先行きの不透明さが増している状況であります。厚生労働省ではハローワークを中心として、様々な雇用対策に取り組んでいますが、被災された求職者はもとより、仕事を求める方々が一刻も早く仕事に就けるようにするためには、日本中がひとつとなり、官民一体となって取り組む必要があります。全国の職業紹介事業者の皆様方による積極的な取組も日本の復興のためには必要不可欠であります。貴協会におかれても、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

また、労働者派遣法改正案については、昨年秋に民主党、自民党、公明党の3党による協議が行われ、修正案がとりまとめられました。改正法案は、会期中の成立には至らず継続審議となっておりますが、今般の修正後の改正案においても、派遣労働者の保護規定の多くが維持されており、政府としては、改正法案の早期の成立に向け努力していきたくと考えています。

いずれにせよ、雇用失業情勢が厳しい中で、職業紹介事業や労働力需給調整事業が果たすべき役割はますます大きくなるものと考えています。全紹協会員の皆様におかれましては、コンプライアンス意識の向上など事業の適性な運営にも十分ご留意いただき、事業の更なる発展にご尽力されることを期待しています。

最後になりましたが、(社)全日本マネキン紹介事業協会ならびに会員の皆様のご発展とご健勝をお祈り申し上げ、挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ



(社)全国民営職業紹介事業協会 会長 荒川 春

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

全日本マネキン紹介事業協会の役員、会員の皆様におかれては、今年平成二十四年が最も輝かしくもご繁栄の年でありますことを心から祈念申し上げます。

先年は、自然現象の恐ろしさ、科学技術発展の危うさ、政治・経済システムのもろさが一挙に噴き出し、私達に襲い掛かり苦しめられました。また同時に日本人が本来持っていた「皆を思いやりながら、手を携えて、苦難に立向かおう」という強い連帯意識が甦り、懸命に活動した年でもありました。

今年は、さらに東日本の復興と日本再生を確実なものにし、躍進・発展の基盤をつくりあげるべく奮闘しなければならない大切な一年であると思えます。

翻ってマネキン紹介事業に代表される民営職業紹介業界は、東日本大震災、原発事故、集中豪雨等で直接被災したり、自粛ムードの中で消費が極端に手控えられ、人材紹介事業が一挙に縮小し、経営状況が極端に悪化をしました。

今年は、「登り竜」にあやかり、復興需要を梃に力強い反転を期待するところですが、一方、欧州財政危機や急激な円高進行による関連産業の苦戦等による景気の停滞、消費税引き上げ問題などにより、消費マインドが冷え込むのではないかとの見方も出ています。

こうした中、私達は、事の現象に一喜一憂することなく、心を込めて基幹業務である専門人材の紹介事業にて邁進していかなければならないと思えます。

マネキンの皆様は、消費市場の最先端において、当該商品等が売れるかどうか、直接消費者に商品情報が行き渡るかどうか、決定的な鍵を握ってい

るまさしく掛け替えのない人材です。その絶対的な強みを生かすべく事業を再構築していくべきです。

業界は、求人や求職があつての紹介所といういわば待ちの姿勢になりがちですが、今年はそこからいち早く脱却し、クライアントに対しては「プロの販売員、宣伝員を活用することこそがお客様の心を動かし、お客様から喜ばれる店づくりになる、お店の活性化はマネキンから」という企画提案型の積極的な営業が求められると思えます。また、求職者には、絶えず販売・宣伝のスキル向上を求め、また皆様がそれをサポートし、やはりプロは雇って間違いなかったと言わしめるようにしていくべきです。

つまり、今後私達の専門人材紹介事業が活発するか否かは、つとに各紹介所の活動がより積極的に前へ前へと打って出るかどうかだと言えらると思えます。

現在、労働市場全体の動きはあまり芳しくありません。しかしこういうときだからこそ、私達の専門人材による雇用就労システムが支持され、生きてこなければならぬと思えます。

そこで、全国民営職業紹介事業協会は、現在の特例民法法人(社団法人)から、「公益社団法人」へ移行して、これまで以上に民営職業紹介事業者が行う公益に資する活動を通じ、業界全体がより社会的使命を帯びたものであり、意義のある事業であることをアピールしていきたいと思っています。それには、全日本マネキン紹介事業協会とその会員の皆様からの物心両面に亘るご支援、ご協力を頂かなければなりません。どうかよろしくお願い申し上げます。

末尾になりましたが、重ねてマネキン紹介業界のご隆盛と皆様のご健勝をお祈り致します。

平成24年

理事・監事 新年ごあいさつ



理事 石井 敏雄

皆様には心を新たに新年をお迎えのことと存じます。

昨年は3月11日に発生した「東日本大震災」という天災に人災も加わり、未曾有の災禍となりました。理不尽ともいえる過酷な環境にもかかわらず、被災地の人々の自分の人生を決して諦めない、手放さない、心が折れない人間としての底力に深い感銘を受けました。

「決して諦めない」はサッカー女子ワールドカップで金メダルを獲得し、国民栄誉賞を受賞した「なでしこジャパン」の合言葉です。

本年も白石会長のリーダーシップのもと、役員、会員、事務局が一致団結し、協会の大きな目標に向かって最善を尽くしてまいりましょう。

新しい年が全紹協のますますのご発展と会員各位の更なる飛躍の年となりますよう心からお祈り申し上げます。



理事 小野 俊一

全紹協会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

東日本大震災という世界中を震撼させた大災害を経験した我が日本は、国を再生する「活力」とは何か、国民一人一人が日本国民として生きがいを実感し楽しい生活を実感出来る「国の姿」とは何か、その為に将来を見据えて国を挙げてやらなければならないことは何かをしっかりと定めて実行に移していかなければなりません。その具体的な第一歩が「辰年の今年」であると思います。

辛く苦しい一年であることも私たちは覚悟し明るく元気をだして前に進んでいきましょう。



理事 小島 孝一郎

新年明けましておめでとうございます。

初めに、昨年三月十一日の東日本大震災並びに夏の水害被害にあわれた方には心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧・復興を心より祈念致します。

今年政府は、労働三法の改正や、改正労働者派遣法の指導強化等が予定され、労働政策の重点事項においても、人々の就労を促進する政策、「雇用の拡大」「ディーセント・ワーク」の実現が検討されております。

会員の皆様におかれましては、時代に即した雇用管理(インフラ人事や戦略的な人事)を行い益々のご発展をお祈り申し上げます。



理事 柴田 知子

明けましておめでとうございます。

昨年の東日本大震災の復興に向けての歩みがなかなか進んでいない中で、新しい年を迎えましたが、本年が力強い復興の年となりますよう祈念いたします。

さらに、EU、ヨーロッパ発の信用不安が世界的に波及するなど各地にも影響が及びはじめ、暗いニュースが続きましたが、本年が明るい希望に満ちた年となりますよう、心から念じています。

また、当協会にとっても、今後のあるべき姿を決める年となるでしょう。消費者のニーズの一層の多様化と流通、サービス業の更なる国際化に対応できるよう新たな出発を祈念いたします。



理事 高橋 敬之

新年あけましておめでとうございます。

昨年、春に東日本大震災に見舞われ、秋には、台風12号、15号等がもたらした風水害被害にあう、未曾有の災害の年でしたが、今年は、それらの被害の復興の年だと思います。

しかるに、国内的には、政治の混迷がまだ解決を見るに至らず、海外に目を向けても、欧米などの混乱を解消するには、もう少し時間がかかるものと思われま。せめて我が(社)全紹協にあっては、新公益法人の資格取得に向けて、日夜討議を重ねている最中ですが、それらを含めて、全会員が心一つにして、是非、今年を、飛躍の年にしようではありませんか。



理事 高柳 弘

混迷こそチャンス！

内外経済の混迷ぶりを見ていますと、どうも素直に「おめでとう」と言えなくなります。今年の日本経済をずばり表現しますと「前半は曇、時々雨、後半にやっと晴れ間」というところです。何しろ昨年の貿易収支は、31年ぶりに赤字となり、わが日本経済の一枚看板「輸出立国」が危うくなっています。

それだけにプロの販売員に対する要請は、強まりこそすれ、弱まることはありません。むしろ各紹介所は、特色を打ち出し、販売員の教育を全面的に強化すれば、成果は大きいことでしょう。きめ細かい情報提供を含めて各事業所をサポートする全紹協の役割は、ますます“重かつ大”になるはず。大いなる存在感を発揮してください。



理事 樽本 泰知

新年を迎え、本年こそ平和で明るい年でありま

す事を祈っております。

日本経済も世界との関連をより深めており、マネキン紹介事業を取り巻く環境の変化も速度を速めておりますが、その中であってマネキン紹介事業は、働く者からばかりでなく勤務先企業からも期待され社会において重要性を増しております。

変化の大きい時こそ新たなチャンスがあります。皆様のご発展とご健勝を祈念いたします。



理事 茂木 洋

新年明けましておめでとうございます。

昨年3月に発生した東日本大地震は、多くの尊い生命を奪い、また被災地の方々の生活を根底から破壊しました。

本年が復興と新たな地域づくりが前進する一年になるよう、私達一人一人がそれぞれの立場で、これに参画していかなければならないと思いま。す。

震災後の各地域にあって小売業は生活物資の調達・提供に極めて大きな役割を果たしました。今回の震災を通して、小売業が重要な社会インフラであることが広く国民に再認識されたと思いま。す。

本年が皆様にとって素晴らしい年となりますことを心より祈念申し上げます。



監事 小林 克巳

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

今年は本協会にとって、今後の道行きを定める重要な年となります。ご承知の通り、公益法人制度改革のもと、移行申請を行う予定であるからです。

会員皆様の総意に基づいて決定することになりますが、現在、公益法人への認定申請を前提に鋭意準備を進めているところです。

今後は会員のための「共益」目的ではなく、マネキンを始めとする販売に携わる方々の職業能力向上や労働福祉の向上を通じて、広く消費者の「公益」実現が期待されてまいります。

公益認定移行元年となる新年の開始です。

企業の使い勝手の良い 助成金紹介

(株)小島労務管理事務所

所長 小島 孝一郎

2008年秋以来のリーマンショックにより引き起こされた世界金融危機は、ギリシャの財政破綻、イタリアの財政危機を招きました。日本においては、東日本大震災や西日本を中心とした集中豪雨被害が重なり、雇用状況の悪化が進み雇止めや解雇、新卒の未就労人口の増加等、深刻な問題が生じております。

政府は、雇用維持や再就職支援をはじめ、雇用保険の給付見直しや住宅・生活対策の支援に至るまで様々な対策を講じております。その根幹となるのが雇用関連の助成金です。

今年の「雇用保険施行規則等の一部再生を改正する省令要綱」施行に伴い、本年度10月までの間に統廃合され、34余りの助成金となりました。様々な助成金の内、比較的使い易い助成金について説明して参ります。

それでは、雇用助成金とはどんなものでしょうか？

1. 雇用保険適用事業主に助成されるものです。
2. 「不況に伴い従業員を休業させる」「新たに雇用する」「教育訓練を行う」などの一定の要件を満たす。
3. その要件に対して様々な申請をし、認可

された上で国から給付金が支給されるもの。大部分の助成金は雇用保険料の一部が原資として使われます。

4. 次に、助成金受給のメリットについて、2つ述べます。

- (1) 返済不要・・・融資には必ず返済が伴い金利がつきますが、助成金には金利がつかないどころか返済も不要です。
- (2) その企業の将来性を見込んで補助しようというものです。助成金を受給できることは国の審査をパスするという事であり、企業の信頼度が増し、他の公的融資なども受けやすくなります。

5. 助成金受給の際の注意事項をここで確認いたします。

- (1) 雇用保険に入っていますか？
助成金の原資は事業主から支払われる雇用保険料です。未加入の場合は、労働保険に加入して初めて申請することができます。
- (2) 会社都合で労働者を解雇していませんか？ 人材の雇入に伴う助成金では、雇入れ6ヵ月前に他社員を会社都合で解雇していると受給できないことが多

いものです。助成金の受給に際しては、従業員の解雇は不利に働く可能性があります。

(3) 申請期限のタイミングが大切

助成金の申請期限が厳密に決められており期限が切れた場合は、受けられません。

(4) 労働者名簿や就業規則を整備しましょう。就業規則は助成金受給の場合はもちろんのこと、労務管理上整備しておくことをお勧めします。また、労使協定の整備や労働者名簿等の労働三帳簿の備えつけは全てにおいて必要になります。

(5) 助成金は、併給できないのが原則

助成金は種類も多く、条件によっては複数の助成金を併給できる場合がありますが、通常は併給できません。同じ人物に対して違う助成金は併給できないのが原則です。

- ① 中小企業緊急雇用安定助成金と特定求職者雇用開発助成金
- ② 中小企業基盤人材確保助成金と介護未経験者確保等助成金

(6) それでは、具体的に助成金を請求する方法、ポイントを説明致します。

数ある助成金の中でどの助成金が自社にとって有効に使えるかを検討してください。34ある中で、今年度において比較的多くの事業主の方々が請求した助成金を選んでご紹介させていただきます。

時間のある方は、資料を求めて最寄りのハローワークや各都道府県の労働局に足をお運びください。各種パンフレットと「雇用の安定のために」という冊子が用意されており窓口では、自社にとってどの助成金が見えるかを丁寧に教えて下

さいます。時間のない方は、PCを開き厚生労働省のホームページにアクセスしてください。雇用・労働の「雇用」をクリックしますと雇用のページが開きます。そこで、「各種助成金・奨励金等の制度」をクリックしますとご案内のページが開きます。

ここで、事業主の給付金のご案内ページが出てきます。助成金は、各用途別に分かれております。1. 雇用の調整を行わなくならざるを得ない事業主の方には、2種類。2. これからビジネスを始めようとする方には、2種類。3. 人を雇入れる事業主の方には、11種類。4. 働く方の能力開発を行う事業主の方には、5種類。5. 成長分野等の事業を行う方には、2種類。その他助成金が、8種類あります。問合せ先及び申請先は、中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金一覧の右に書いてあります。今年の10月1日から（独）雇用・能力開発機構の廃止に伴いこれまで各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となりました。

対象となる助成金は以下のものです。

- (1) 中小事業人材確保推進事業助成金
- (2) 中小企業基盤人材確保助成金
- (3) 中小事業人材能力発揮奨励金
- (4) 中小企業職業相談委託助成金
- (5) 建設雇用改善推進助成金
- (6) 建設教育訓練助成金
 - ・ キャリア形成促進助成金
 - ・ 訓練等支援給付金
 - ・ 中小企業雇用創出等能力開発助成金
 - ・ 職業能力評価推進給付金
 - ・ 地域雇用開発能力開発助成金

の以上です。では、具体的に請求するに際しどのような点に注意しなければならないかを一つの助成金を例に説明いたします。

今年度3月の東日本大震災の影響もあり請求が多かった助成金を紹介致します。

【中小企業緊急雇用安定助成金です】

1. 景気の変動や産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を解雇せず一時的に休業をし、就業時間を利用して教育訓練をする。または、他の事業場に出向させる事業主に対して、休業等に係る手当、出向に係る賃金等の8割ほどを助成するというものです。

2. 次のいずれかの要件を満たした中小企業事業主になります。

①売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3ヵ月の月平均値がその直前の3ヵ月又は前年同期に比べ5%減少していること（但し直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可。）

②円高の影響により売上高又は生産量などの回復が遅れている事業主であり、売上高又は生産量などの事業活動を示す指標3ヵ月間の月平均値が前年同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること。（但し、対象期間の初日が平成22年12月2日から平成23年12月1日までの間にあるものに限る。）

3. 雇用保険被保険者に対しそれぞれ次のいずれにも該当する休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行う事業主です。

①休業等（休業及び教育訓練）の場合
イ. 対象期間内（1年間）に行われること

であること。

ロ. 労使間の協定による休業又は教育訓練であること。

②出向の場合。

③休業等（休業及び教育訓練）又は出向の実施について、事前に都道府県労働局又は公共職業安定所に届出られたものであること。

④休業等（休業及び教育訓練）又は出向に関して、必要な書類が整備・保管されていること。

4. 受給金額の助成率に就いては、休業手当又は賃金相当額に対して中小企業は、4/5になります。

5. 教育訓練費についても休業期間を利用して教育訓練をした場合事業場外訓練の場合一人1日6千円、事業場内訓練の場合3千円が助成されます。

6. 支給限度に就いては、3年間300日に改正されました。

7. 解雇等のない場合の助成率の割増について、下の要件を満たした場合には、助成率が雇用助成金の場合3/4、中小企業緊急雇用選定助成金については、9/10に上乗せされます。

①条件が二つあります。

一つ目は、判定基礎期間（賃金締切期間）これは、実施した期間をさしますが、賃金締切期間の末日において、事業所にいる労働者の数が、比較期間（初回の計画届を提出する月の前月から遡って6ヵ月間）といいます。そのときに、月平均事業所労働者数と比して4/5以上あることとしています。

二つ目には、判定期間（賃金締切期間）とその直前6ヵ月の間に事業所で労働者の解雇等（有期契約労働者の雇い止め、

派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む)をしていないこととされております。

- ②具体的には、1万円の社員さんを週1回月4回の休業をして会社は休業手当を80%の8千円払った場合8千円×4回=3万2千で、4/5=2万5600円になります、実際の計算の際には、基本手当日額の最高限度が7,730円とされていますのでご注意ください。これが90%の2万8800円になるわけです。この金額を毎月申請することにより受けられることとなります。

この、中小企業緊急雇用安定助成金は今年度の景気対策の最大の目玉となっております。

度重なる要件緩和により、売上等の減少が認められ法律の通り休業手当等が支払われていれば、非常に使い勝手がよくお勧めします。

8. 「景気の変動などに伴う経済上の理由」について？一言で申しますと、「経済事情の変化」です。具体的には、産業構造の変化、地域経済の衰退、物価の高騰、外国為替の変動などを指します。

理由とならないのは、季節的変動、事故又は災害、法令違反や不法行為による事業活動の休止などは理由となりません。

9. 「事業活動を縮小」とは？生産量が縮小していることです。具体的には、次の生産量要件を満たしていることが必要です。

(生産量要件1：) 最近3ヵ月間の月平均値が、前年同期に比べて減少していること。
(生産量要件2：) 前期決算等の経常利益が赤字であること。ただし、生産量が5%以上減少している場合はこの要件は不要。

原則として、労働者数が増加していても

助成金の対象になります。企業収益の悪化により、対象となる労働者全員を一時休業・教育訓練又は出向させた場合に請求できません。

10. 「対象となる労働者」とは？以下の①～

④に該当しないこと

- ①解雇予告されている者
- ②日雇労働被保険者
- ③他の数種類の助成金(たとえば、特定求職者求職者雇用開発助成金等)の支給対象者となっている者
- ④賃金締切期間の全期間病欠していた者
- ⑤労働者は、雇用保険の被保険者として継続して雇用された期間が6ヵ月以上あること(2011年7月1日より)

11. 休業とは？

- ①事業主が自ら指定した対象期間内(1年間)に行われ、労働基準法第26条の規定による休業手当を支払うもの。但し6割では足りないと言指導されます(助成金は昨年度の賃金総額を基に計算するので、本年度の休業手当が助成金額を上回る事もあり得るため)。
- ②所定労働日の全1日わたるもの、または対象労働者全員に一斉に1日1時間以上行われる短時間休業であること。

12. 教育訓練とは？

- ①事業主が自ら指定した期間内(1年間)に全1日以上行われること。
- ②OJTでないこと、労使間の協定があること。
- ③教育訓練実施日に支払われた賃金額が、通常支払われた賃金の6割以上であること。
- ④適用対象とならない教育訓練は？
イ. 通常の教育カリキュラム…就業規則に載っている入社時研修等。

ロ. 法令で義務付けられているもの…安全衛生法関連の危険有害な業務の教育等。

ハ. 転職や再就職準備のための資産運用、定年前講習等。

ニ. 講師が不在のもの…ビデオ・DVDを見るだけの研修等。

④出向の要件とは？

イ. 事業主自らが指定した対象期間内(1年間)に行われ、出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同額の賃金を支払うもの。

ロ. 出向労働者の同意を得たものであること、労使間の協定があること。

ハ. 出向事業主が出向開始日の6ヵ月前から1年後までの間に、事業主都合の離職者を出していないこと。

ニ. 以下の出向は対象外です。…人事交流等、雇用調整を目的としないもの。出向労働者を交換し合うもの。資本的・経済的・組織的関連性から独立性の薄い事業主間のもの。

13. 申請手続（申請の手順）

①事前の計画を立て、休業実施計画書などを届ける。

②休業、教育訓練、出向等を実施する。

③支給申請をする。

14. 事前の計画を立て、休業実施計画書などを届けるについて。(計画書の提出期限)

①初回の実施計画の提出は、原則雇用調整開始日の2週間前までに行います。ただ地域によっては前日まで受け付けるところもあります。但し、助成金の対象となる「休業」は計画が受理された翌日からということになります。書類チェックをする役所の都合もありますので、早めに出すことが大事です。

②2回目以降は雇用調整開始日の前日までに届けます。

15. 提出する主な書類

①休業実施計画（変更）届又は出向等実施計画（変更）届

②雇用調整実施事業所の事業活動及び雇用状況に関する申出書

③添付書類については、申請書を取り寄せた際にパンフレットで確認してください。

16. この度の東日本大震災対策として、様々な助成金特例措置が発令されましたので、こちらもご注意ください。

17. 不正受給について今般多くなり先日も中小企業緊急雇用安定助成金等の不正受給で摘発された報道がされたところです。

偽りその他、不正の行為により、助成金等の支給を受けようとした事業主に対しては、当該不正に係る助成金について不支給とするかまたは支給取り消し、当該助成金を不支給とした日又は、当該助成金等の支給を取り消した日以降3年間助成金等を支給しない旨定められています。また、すでに受給した助成金については返還することになっています。その利息の加算は年5%です。

新しくできた助成金には、行政監査や会計監査院の調査が頻繁に入っております。不正が発覚した場合、助成金の返還等の処分や企業名の公表をされます。悪質な場合は、刑事処分に付されます。

以上、誌面の都合で一つの助成金の説明になりましたが、雇用活性化のために自分の会社にあった助成金を有効に選択しお使ください。

2011年「全紹協」広報・夏 No.90号に掲載しました、職業紹介事業・一般労働者派遣事業の新規許可、許可有効期間の更新を申請する事業主の方へのページですが、改めて一部加筆が発表されましたのでお知らせさせていただきます。

初回パンフレットでは■直近の年度決算が資産要件を満たさない場合、公認会計士または監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産と負債の状況をあらためて審査する。とありましたが、今回の加筆はこの文面下段に続けて（※有効期限の更新に限り、当面の間、監査証明のほか、公認会計士または監査法人による「合意された手続実施結果報告書」による取扱も可。）の文がプラスされております。

自事業所が資産要件を満たさない場合は公認会計士または監査法人に依頼しなくてはなりません。手続きほか詳細で質問などがありましたら「日本公認会計士協会」に直接問い合わせください。

「日本公認会計士協会」 Tel 03-3515-1120

事業主の方へ

一般労働者派遣事業の新規許可 許可有効期間の更新

を申請する事業主の方へ

平成23年10月1日より新規許可又は有効期間の更新を予定される場合、資産要件の審査方法が見直されます。

法人の場合 (現行)	法人の場合 (変更後)
<ul style="list-style-type: none"> 直近の年度決算書で資産要件を確認 <ul style="list-style-type: none"> 基準資産額が2000万円以上 現金預金額が1500万円以上 基準資産額が負債総額の1/7以上 	<ul style="list-style-type: none"> 直近の年度決算書で資産要件を確認 <ul style="list-style-type: none"> 基準資産額が2000万円以上 現金預金額が1500万円以上 基準資産額が負債総額の1/7以上
<p>直近の年度決算書</p> <p>資産要件を満たさない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下によって、基準資産額が増加する旨の申し立てを認めている。 <ul style="list-style-type: none"> ①市場性のある資産の再販売価格の評価額が基礎価額を上回る旨の証明書の提出 ②増資 ③中間決算書の提出 以下によって、現金預金額が増加する旨の申し立てを認めている。 <ul style="list-style-type: none"> ④預金証明書の提出 <p>基準資産額を満たさない場合、直近の年度決算書の額をベースに資本、現・預貯金の増加額により基準資産額を算定しているが、負債の変動は、考慮していない。</p>	<p>直近の年度決算書</p> <p>資産要件を満たさない場合</p> <p>中間決算書 または 月次決算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ■直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合、公認会計士または監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産と負債の状況をあらためて審査する。 (※有効期間の更新に限り、当面の間、監査証明のほか、公認会計士または監査法人による「合意された手続実施結果報告書」による取扱いも可。)

個人の場合 (現行と同じ取扱いです)

青色申告で納税している場合
青色申告者は、貸借対照表を作成しているため、貸借対照表および納税証明書の提出により審査。

白色申告で納税している場合
白色申告者は、貸借対照表がないため、法人の税務上の精算証明および固定資産の証明書の提出により審査。

厚生労働省 愛知労働局需給調整事業部

事業主の方へ

職業紹介事業の新規許可 許可有効期間の更新

を申請する事業主の方へ

平成23年10月1日より新規許可又は有効期間の更新を予定される場合、資産要件の審査方法が見直されます。

法人の場合 (現行)	法人の場合 (変更後)
<ul style="list-style-type: none"> 直近の年度決算書で資産要件を確認 <ul style="list-style-type: none"> 基準資産額が500万円以上 (更新時350万円以上) 現金預金額が150万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> 直近の年度決算書で資産要件を確認 <ul style="list-style-type: none"> 基準資産額が500万円以上 (更新時350万円以上) 現金預金額が150万円以上
<p>直近の年度決算書</p> <p>資産要件を満たさない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■以下によって、基準資産額が増加する旨の申し立てを認めている。 <ul style="list-style-type: none"> ①市場性のある資産の再販売価格の評価額が基礎価額を上回る旨の証明書の提出 ②増資 ③中間決算書の提出 ■以下によって、現金預金額が増加する旨の申し立てを認めている。 <ul style="list-style-type: none"> ④預金証明書の提出 <p>基準資産額を満たさない場合、直近の年度決算書の額をベースに、資本や現・預貯金の増加額により基準資産額を算定しているが、負債の変動は、考慮していない。</p>	<p>直近の年度決算書</p> <p>資産要件を満たさない場合</p> <p>中間決算書 または 月次決算書</p> <ul style="list-style-type: none"> ■直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合、公認会計士または監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産と負債の状況をあらためて審査する。 (※有効期間の更新に限り、当面の間、監査証明のほか、公認会計士または監査法人による「合意された手続実施結果報告書」による取扱いも可。)

個人の場合 (現行と同じ取扱いです)

青色申告で納税している場合
青色申告者は、貸借対照表を作成しているため、貸借対照表および納税証明書の提出により審査。

白色申告で納税している場合
白色申告者は、貸借対照表がないため、法人の税務上の精算証明および固定資産の証明書の提出により審査。

厚生労働省 愛知労働局職業安定部

■直近の年度決算書が資産要件を満たさない場合、公認会計士または監査法人による監査証明を受けた中間・月次決算書が提出されれば、その決算書により、資産と負債の状況をあらためて審査する。
(※有効期間の更新に限り、当面の間、監査証明のほか、公認会計士または監査法人による「合意された手続実施結果報告書」による取扱いも可。)

「公益法人取得推進委員会」報告

(社) 全日本マネキン紹介事業協会 監事 小林 克巳

先の第37回「定時総会」(平成23年5月26日)におきまして、「本協会は『公益社団法人』をめざし、移行認定申請に向けて取り組むこととする」ことが承認されました。これを受けまして、従来の「公益法人制度改正検討委員会」から「公益法人取得推進委員会」に名称を変更して、公益認定申請に向けて検討を重ねてまいりました。そこで、本稿ではこれまでの討議概要及び今後の予定等について述べさせていただきます。

1. 委員会での討議概要

「公益法人取得推進委員会」に改組して、第1回委員会を平成23年7月28日に実施して以降、これまで(11月末現在)に4回の委員会を開催し、検討を行ってまいりました。ここに、各回の討議内容をまとめてみます。

第1回委員会(平成23年7月28日)

- (1) 公益社団化に向けての検討課題の洗い出し
 - ①公益目的事業としてどのような事業を実施するか
 - ②事業を実施するための収入の確保と支出の適正化をどう図るか
 - ③今後のスケジュール
- (2) 平成23年度予算を基にした公益目的事業収支内訳の確認

第2回委員会(平成23年8月18日)

- (1) 全紹協が現在実施している事業について、公益目的事業との整合性の検討
- (2) 公益認定申請における問題点・改善点の洗い出し
 - ①マネキンの定義
 - ②連絡会の位置付け
 - ③公益性の確保策

第3回委員会(平成23年10月25日)

- (1) 申請に際して「収益事業」の扱いについて
- (2) 連絡会の位置付けについて
 - ①研修会費の収入及び支出について、全紹協会計への一元化の必要性
 - ②支部と連絡会の相違
- (3) 公益目的事業の括り方について

第4回委員会（平成23年11月25日）

- (1) 申請書の内容の検討
 - ①公益目的事業の明確化
 - ②事業の概要及び公益性の記述についての検討
- (2) 定款変更(案)の検討

以上が第4回委員会までの討議概要であり、12月21日の第5回委員会にて申請書内容と定款変更(案)について、再度検討することとなっております。

2. 公益目的事業と本協会の事業

公益社団化のためには、公益法人認定法別表各号に掲げる事業を実施するものでなければなりません。その別表には1号から23号まで掲げてありますが、申請にあたり本協会が実施する公益事業は、次の二つの事業に該当すると考えております。

- ①5号 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ②22号 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

5号はズバリ、本協会がこれまで実施してきた事業であり、何ら問題はありません。また、22号についても、単なる販売員ではなく、専門知識と技能を有するマネキンの皆様が、いわば消費アドバイザーとして接客することで、一般消費者の利益になることは明白です。

公益目的事業をこのような2本柱として整理し、具体的な括りを予算編成との整合性を踏まえて、最終的に詰めているところです。

なお、このような公益目的事業はこれまで本協会が永らく実施してきた事業であり、これまでの事業をそのまま承継していく考えです。追加的に新たな公益性の高い事業を行わなければ、公益社団化が認められない、などということでは決してありません。これまでの事業を公益性の観点で整理・整頓すればよいと考えております。

ただし、実施事業が「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」という条件をクリアする必要がありますので、会員以外にも利益が及ぶということにしなければなりません。これにつきましては、例えば研修事業についていえば、現在でも協会ホームページにより広く一般に告知しており、会員外の不特定多数の方が参加できるようになっておりますので、このような公開性を具備することにより、条件を満たすことが可能であると考えております。

3. 今後の予定

公益認定申請のためには、認定申請書及び定款を始めとする諸規程をとりまとめ、来る第38回定時総会（平成24年5月）に上程し、会員皆様の承認を得る必要があります。それまでに諸資料を作成し、皆様にお諮りすることになりますので、その際には会員皆様におかれましてはご検討の程、よろしくご願ひ申し上げます。

総務省統計局長・経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官より(社)全紹協事務局へ「経済センサス-活動調査実施」について広報誌「マネキン」に記事、広告の掲載依頼が届きました。この活動調査は我が国における産業構造を包括的にとらえ、実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査であり、統計法に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）として実施し、その調査結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての活用他、経営の参考資料として事業者への活用も目指しているものです。各企業・事業所に郵送または調査員が訪問しますので調査のご協力をお願いいたします。

以下、総務省・経済産業省より掲載依頼されたパンフレットです。



日本経済の「いま」を
教えてください。

地域の未来づくりにも
役立っています。

平成24年
2月1日
(水)

平成24年
経済センサス
活動調査

経済センサスキャラクター

経済センサス-活動調査は、暮らしや地域などをより良くするために、あなたのお店、あなたの会社について
お伺いする大切な調査です。正確な統計をつくるために、調査への回答をよろしくお願いします。

「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・すべての事業所が対象です。

調査票は平成24年1月末日までにお届けします。2月1日以降に提出をお願いします。

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
- 提出された内容は統計作成の目的以外(税の資料など)には、絶対に使用しません。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村 <http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm>

経済センサス 検索

職業紹介責任者講習等のご案内

今号では、(社)全国民営職業紹介事業協会が行う講習会等について、ご紹介いたします。

職業紹介責任者講習の他、同協会では様々なセミナー等を開催しておりますので、受講をお考えの方はこの機会に、同協会事務局(電話：03-3818-7011)までお問い合わせください。

1. 職業紹介責任者講習【新規・継続】

講習費用：新規講習 13,000 円(民紹協会員 10,000 円)

継続講習 8,000 円(民紹協会員 5,000 円)

なお、事業者の皆様からご質問が多い項目について下記にQ&A方式で掲載いたしますので、ご確認ください。

Q1: 職業紹介責任者講習の受講証明書の有効期間

A1: 職業紹介責任者講習の受講証明書の有効期間は、受講日から起算して5年後の応答日の前日までです。有効期間を1日でも経過しますと、継続講習の受講ができませんのでご注意ください。

Q2: 民紹協で職業紹介責任者講習を受けたが、受講証明書を紛失して受講日が分からない。

A2: 民紹協で受講した方であれば、過去5年間のデータを保管しておりますので、(社)民紹協までお問い合わせください。受講証明書の再発行も同時に受け付けております。

2. 職業紹介士(民紹協認定) 資格認定試験

職業紹介事業に関する高度な専門知識、優れた実務能力、高い職業倫理を有する方に「職業紹介士(民紹協認定)」の称号を授与し、職業紹介事業の健全な発展に寄与することを目的として実施しております。有資格者は当協会 Web サイトにお名前を掲載しており、これまでに全国で167名の紹介士が誕生し、職業紹介事業のプロフェッショナルとして活躍されております。

来年度の試験日程等については、現在、調整を行っております。確定次第、(社)民紹協ホームページに掲載されます。

受験費用：78,000 円(民紹協会員 60,000 円) 2泊3日

(なお、受験費用には宿泊費は含まれておりませんのでご注意ください。)

3. 求人・求職者開拓のための職業紹介従事者研修

職業紹介に従事するに当たって求められるコンプライアンスの基本とともに、実務的な求人開拓、求職者開拓への考え方や事例について研修を行い、その上で参加者の方々に、フリーな立場で具体的な手法やアイデアを発想する訓練及び意見交換による相互研鑽を行います。

今年度につきましては、下記の日程が最終の研修となります。

開催日	会場	定員
平成24年2月23日(木)	当協会会議室 文京区本郷 3-38-1 本郷イシワタビル5階	15名

セミナー参加費：7,000 円(民紹協会員 5,000 円)。

詳しい内容等のご質問については、直接(社)民紹協事務局(03-3818-7011)まで問い合わせください。

生活習慣病健康診断

「特別コース」を体験して…



(社)全日本マネキン紹介事業協会
専務理事

小金井 敬

日頃から体力には自信がある私ですが50代半ばになると、当然さまざまな体調の変化が現れ不安要素がいくつも出てきます。しかしながら病院嫌いの私は人間ドックを受けることに抵抗があり、通常の定期健康診断でさえ自分からは受診したくないと思っていましたが、(社)全紹協の小野理事（公益財団法人 三越厚生事業団・常務理事）からのお勧めがあり、初めて昨年9月20日、三越総合健診センターにおいて「生活習慣病健康診断・特別コース」を受診させていただきました。



健診受付



健診フロア

前回は社員の勧めもあり、他の病院で渋々健康診断を受けたのですが、それと比べると受診項目は、脂質代謝の項目、末梢血液検査、肝臓、膵臓検査、腫瘍マーカー、腹部超音波、眼圧等がプラスされ、

気にしていた箇所をすべて丁寧に診ていただけののです。特に消化器系は、バリウムでの検査ではなく直接胃の内部を診る胃カメラでした。バリウム検査は数回受けたことがあり、異常を指摘されたことがあったので、初めての胃カメラ検査は気になりました。特に胃潰瘍やポリープは心配していた箇所でもあり、仲間から「胃カメラはなかなか喉を通らざるの苦痛」と聞いていたので、不安な気持ちで受診に臨んだ次第です。しかし三越厚生事業団の最新胃カメラは管も細く、麻酔により苦もなく喉を通過し、前日からの憂鬱な気分が嘘のようなスムーズさで終了し、「辛かった体験談」は私をからかったのではないかと考えたほどでした。続いてドクターから画像を見ながらの丁寧な説明を受けましたが、やはり懸念していたポリープが発見されたそうです。しかし、その場で取ってくれたとの話を聞き、私のような怖がり屋には麻酔で気付かぬうちに処置していただけたのは何よりも有難いことでした。摘出された細胞は病理検査に回していただき、後日結果を聞かせていただけることとなりました。

胃カメラを恐がっている方が多いかと思いますが、事前に麻酔を使う病院かどうか確認できれば全く苦痛はなく安心して受診できますので、最新機器の胃カメラ経験者として体験のもと積極的に受けられるようお勧めいたします。



CT検査



超音波検査

また、腹部超音波検査も初めての経験でした。腹部にゼリー状の物を塗り、機器を動かして内臓を検査していきます。素人が見ても全くわからない映像が画面に映り、これが自分の内臓なのかと不思議な気がしましたが、これも異常なしとの結果に安堵しました。

肺活量の検査では平均よりとても高い数値が出たことが誇らしく、日頃自慢できるものが少ない私は帰って早々社員や家族に、意味のない自慢をしてしまいました。

手際の良い職員の方達の誘導により所要時間、約2時間と言う早さですべての検査が終了しました。

検査料（特別検査）は54,600円でしたが、責任ある年齢・立場を考えれば年1回で、これだけの検査内容なら必要経費として考えても安いと感じました。

受診者の都合で検査結果を送付していただくか？ドクターによる説明かを選べるとのことでしたが、私はせっかく受けたのですから、ドクターから検査での数値や不明な医療専門用語等をその場で質問ができるので、直接説明を伺う方を選びました。

検査結果診断は幸いなことに、細胞検査に回ったポリープは良性で、一番気掛かりでした腫瘍マーカーの数値結果も正常な範囲内でした。「腫瘍マーカー」とは、採取した血液のマーカーチェックだけで、腫瘍の可能性やその部位までも推定できる検査です。

従来のひとつひとつの臓器ごとに時間を掛ける検査では、心身ともに負担や苦痛があり検査時間も要しますが、「腫瘍マーカー」では短時間で早期に判定することができます。

また、問診で煙草について「現在は非喫煙」と答えたのですが、実は5年前に禁煙を実行したばかりで、過去30年以上の喫煙経験があり、肺についてはかなりの不安を持っておりました。所見ではドクターが「肺全体の色が健康な肺とは少し色が違う」と首を傾げたので一瞬不安にかられましたが、結果は肺機能も異常なし。喫煙で汚れた肺が健康な肺に戻れるのは10年以上かかると聞き、あと5年、禁煙を守り綺麗な肺に戻るために努力しようと決意を新たにしました。お陰様で腎臓・肝臓・膵臓・血液も全てセーフでした。

ただ、全体の所見としての評価はあまり良くない…何故なのか？何処が悪いのか？受け取った「健康診断記録」を何度も読み返しましたが、「肥満から高血圧症、高脂血症、高血糖症などの合併症につながるので注意」ということで、結論としては、肥満による危険度が将来的に各臓器に与える可能性が大である、現れている良い結果の数値に安心したり、意味なく肺活量の多さを自慢したりしている場合ではなく、問題点である「メタボ」を素直に認め、体質改善を図らなければならないということでした。胃カメラによるポリープ摘出のように、寝ている間に「メタボ」の根源である脂肪も取ってもらうことが出来ないものか？と考えてしまいました。これは「自分で摂生していかなければ何も始まらないのだ」とこの年になって学び、いま改めて「検診を受けて良かった！」と素直に感じております。

日本人の健康診断の受診率は約65%だそうです。がん検診受診率は30%程度で、アメリカと比較すると半分以下だというデータもあります。

最近のニュースでは、ノーベル賞を受賞した田中耕一さんが「わずか血液一滴からさまざまな病気の早期発見ができる技術を開発した」と発表されました。医学の進歩は、病気を治すことだけではなく、早期発見・早期治療を目指し、病気にならないための健康管理が必要だと今回の人間ドックで気づきました。これを機会に毎年受診するつもりです。来年の受診結果で、また「メタボ」といわれないように努力してまいります。来年の広報には努力結果による「体質改善成功例」としての報告文を書かせていただきたいと思います。

事業所運営に対しての ITの利点

(社)全日本マネキン紹介事業協会

IT 事業部長

牧野 伸男

ITは、情報技術(Information Technology)の略です。

IT化によって得られるメリットは、紙に印刷して記録をしなくても、膨大な情報をパソコン一台で管理できることや、インターネット通信によって、日本国内だけではなく世界中の情報・ニュースを受け取ること、さらにこちらも世界中に情報を発信できることです。

たとえば新規の求人企業からマネキンの紹介依頼を頂いた場合でも、すぐに先方の事業内容や、商品について調べることが出来ますし、自社ホームページを作って、情報を発信すれば、必要な人が情報を受け取り、お互いにコンタクトを取り合って、売り上げのアップに繋げることも可能です。

具体的には、求人情報を見て働きたい方が登録に来てくれたり、紹介先や得意分野を見て、求人企業からの依頼が増えたりすることが、考えられます。またマネキンさんへの文書での連絡事項も、電子メールで行うことにより、ペーパーレスに出来ますし、FAXに比べ低コストになるのではないのでしょうか。

ITの導入がお済みでない方は、この機会に考えられることをお勧めします。

また、ITの導入は済んでいるが、もっと自社ホームページの認知度を上げたい、もっと多くの求職者に来てほしい等とお考えの方には、facebookなどのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を使ったインターネット広告宣伝を考えてみるのもひとつの方法です。これについての詳細は、事務局まで問い合わせいただければ、賛助会員の(株)スカイヤーズから説明、提案出来ると思います。

IT事業部では、会員の皆様をはじめ求人者、求職者のために、協会ホームページのリニューアルも進めております。相談窓口ページを新設し、ホームページ内に開設されている各会員事業所の紹介ページの見直し等もはかっています。

「請求ソフトについて」

多くの会員の皆様は、すでにパソコンを導入

し、様々なソフトを使用して、請求書や法定帳票を作成されていると思いますが、IT事業部や事務局に対して、使用中のパソコンソフトについて、「使いづらい」「法改正に対応していないのではないか」「協会として勧められるソフトはないか」などの意見が数多く寄せられていることもあり、現在ソフト開発会社2社から提案を受けています。

請求ソフトの提案を受けています2社とは、(株)アイパス(賛助会員)と、公益情報システム(株)です。(株)アイパスは現在も当協会会員事業所を含めて5社ほどに、紹介・派遣システムを納めている実績もあり、具体的なパッケージ価格の提案も受けています。規模に応じてパソコン1台から、パソコン数台のLANシステムまで価格表がございますので、事務局までお問い合わせ頂ければ、お知らせいたします。

(紹介のみ、PC1台、プリンタ1台)

(紹介のみ、サーバー、PC3台、プリンタ1台)

(紹介・派遣、PC1台、プリンタ1台)

(紹介・派遣、サーバー、PC3台、プリンタ1台)

*クライアントパソコンは、3台までではなく増やせます。

公益情報システム(株)は、紹介・派遣システムの実績はありませんが、主に公益法人向けにソフト開発を行っている会社で、今回は賛助会員の(株)スカイヤーズからの紹介で提案を受けることになりました。提案内容は、クラウド型でのシステムになり、クラウド型とは、自社内にサーバを置くことなく、インターネット上にあるサーバを利用して紹介・派遣システムを利用する型で、インターネット環境があれば、システムに接続する事が可能で、ハードウェアの購入などの費用を抑えることが出来ると考えられます。また多くの事業所が同じサーバを利用することにより、1社当たりの導入時の費用も抑えられると考えられます。

こちらはシステム開発中のため、即導入とはいえないと思いますが、提案書、仕様書、概算は出ておりますので、事務局までお問い合わせ頂ければ、お知らせいたします。

2011年の出来事

1月4日	山陰地方に記録的大雪！ 雪の重みで転覆・地没した漁船が422隻に上る
1月14日	菅 第2次改造内閣発足
1月21日	東京地検が、中国漁船衝突事件の映像を流出させた元、海上保安官を起訴猶予にする
1月22日	JAXAの宇宙ステーション「こうのとり2号」打ち上げ
1月22日	(社)全紹協 経費見直しおよび環境整備のため事務局移転
1月23日	宮崎県新富町の農家で、鳥インフルエンザの感染が確認される
1月26日	宮崎、鹿児島県の霧島山・新燃岳が、189年ぶりにマグマ噴火
1月26日	鹿児島県出水市の養鶏所で、鳥インフルエンザの感染が確認
1月27日	愛知県豊橋市の養鶏場で鳥インフルエンザの感染が確認
1月28日	総務省が2010年平均の全国消費者物価指数を前年比1.0%の下落と発表
1月28日	政府が新たな子ども手当法案を閣議決定。3歳未満の子供に月7千円を上積み
1月28日	宮城県都農町の養鶏場などで、鳥インフルエンザの感染が確認
1月31日	小沢一郎・民主党元代表が、検察審査会の議決に基づいて強制起訴される。国会議員の強制起訴は初
1月31日	内閣府が、国・地方自治体・社会保障基金などを合わせた一般政府部門が2009年末時点で、1980年以降初めて債務超過になったと発表
2月3日	大分県大分市で鳥インフルエンザの感染が確認
2月6日	大相撲春場所が八百長問題で65年ぶり2度目の中止
3月1日	ジャスコとサティが、一部店舗を除き、イオンの名称に統一
3月5日	東北新幹線、最速列車「はやぶさ」運行開始
3月11日	東北地方太平洋沖地震発生。宮城県栗原市で震度7を観測。地殻変動により引き起こされた高さ10m以上の大津波が岩手県・宮城県・福島県を中心とする東日本太平洋沿岸に甚大な被害をもたらした。死者・行方不明者数は2万人以上となる
3月11日	東北地方太平洋沖地震による揺れや津波の影響で福島第一原子力発電所（東京電力）にて原子力事故が発生
3月12日	長野県北部に震度6強に地震発生
3月12日	九州新幹線（博多～新八代）開業。同時に山陽新幹線との直通運転列車「みずほ」「さくら」の運行を開始
3月12日	福島第一原発1号機の原子炉を覆う建屋が水素爆発を起こし破損
3月12日	東京電力は原発事故の発生による電力不足を想定し、「計画停電」の実施を発表
3月15日	静岡県東部地震発生（最大深度6強）
3月26日	地上デジタル放送の実証放送が終了
4月1日	上野動物園のパンダ「リーリー（力力）」と「シンシン（真真）」の公開を開始
4月7日	宮城県栗原市・仙台市で最大震度6強を観測。死者6人・重軽傷者230人東北地方沖における最大の余震
4月22日	(社)全紹協 「東日本大震災」に対し会員からの義援金（51万2千円）を日本赤十字社を通し寄付
4月29日	東北新幹線全線運転再開
6月24日	小笠原諸島がユネスコ世界自然遺産の登録物件となる
6月24日	平泉の歴史的建造物群がユネスコ世界文化遺産の登録物件となる
6月30日	長野県中部を震源とするマグニチュード5.4の地震が発生
7月5日	(社)全紹協 黒田元会長が春の叙勲において「瑞宝単光章」受章 皇居へ参内
7月18日	ワールドカップドイツ大会で女子サッカー初優勝
7月24日	地上アナログテレビ放送が停波し、地上デジタル放送に完全移行した。
7月28日	(社)全紹協 定時総会にて承認された公益法人取得に向けて「公益法人取得推進委員会」発足
8月26日	内閣総理大臣・菅直人が退陣記者会見
9月20日	台風15号が東海地方を中心に日本各地で多大な影響
10月18日	政府が熊本市を20番目の政令指定都市への移行を閣議決定した
11月8日	オリンパス粉飾決算発覚
11月21日	オウム真理教事件の全公判が終了（死刑確定13人・無期懲役確定5人・逃亡中の3人除く）
11月27日	大阪市長選挙、知事選挙が投票開票され、市長に橋下徹、知事に松井一郎と、いずれも大阪維新の会の候補者が当選
12月10日	皆既月食が各地で観測される。
12月12日	京都の清水寺にて今年の漢字が「絆」と発表された
12月25日	九州電力の稼働原発が31年ぶりにゼロになる

園遊会にお招きいただきについて

(有)南九州マネキン紹介所 代表取締役 黒田 孝二

昨年（平成23年）は、私にとりまして生涯忘れられない年となりました。

同年3月11日の東日本大震災の関係で遅れていました春の叙勲は、7月5日に皇居へ参内し、天皇陛下に拝謁させていただきました。私は、緊張して「春秋の間」に並び、この場所にいる事に感激



したことを覚えています。また、勲章伝達の当日は、30℃をこす真夏のような暑い所で、これも又、思い出となりました。

重ねて、10月13日、秋の園遊会にもお招きいただきましたことも、感謝と感激の1年でした。

さて、この園遊会についてですが、東北地方の大震災で春の園遊会が中止となるなか、平成22年秋と平成23年春の叙勲者の中より、さらに、その1年のうちで話題の方々から選ばれると聞かされ、「無理、かな…」と思っていた矢先に招待状が届きました。熊本県内においては、春の叙勲者が74名いる中、県内で9名の招待が決まり新聞報道されました。その内訳は、県内の著名な方々ばかりで「私ごときがと・・・」、とびっくりしたり、喜んだり、一喜一憂した次第です。

そこで、園遊会当日、天気は「曇り」、家内と2人で出席させていただきました。会場内には東門より入場し、赤坂離宮の広さに驚き、東京のド真中に自然がいっぱいで、静かな森や池がある中を散策しながら、時が来るのを待ちました。

私共は、天皇陛下や皇室の方々が歩いて来られる通路最前列に位置取り、やがて、天皇陛下を先頭に、皇后陛下、皇太子殿下、さらに皇室の方々が10m位の間隔で通過されます。そこで、「私はただ頭を下げるだけでは・・・」と思い、皇后陛下に「お体は大丈夫ですか。」とお声をかけますと、私共の近くにお見えになり、「大丈夫よ。」と短い間ですが、お言葉を頂戴し、引続き、皇太子殿下他、皇室の方々全員とお話することが出来ました。参列された方々からは、「皆様が近づいて言葉をかけられましたね。」といわれ、私にとっては忘れがたい1日となりました。

また、招待客には「なでしこジャパン」の佐々木監督、澤 穂希選手や、元大関魁皇の浅香山親方等がいらっしや、一緒に写真に写るなど、今までの人生で一番の感激と思い出となりました。

皇居での勲章伝達式と違って、緊張の内にもリラックスした雰囲気でお招かれた皆様も、この時間を愉しまれる様子で、なんとも和やかな1日でした。

これも厚生労働省、民紹協、さらに全紹協の皆様の推薦があればこそで、あらためて心より厚く御礼申し上げます。

カメラに魅せられて

(株)太陽 牧野 明治

広報部の方より全紹協広報の表紙にする写真の提供をとのお話があり、健康維持のために散策をしておる時に撮影した写真がありますからと提供し、採用していただきました。

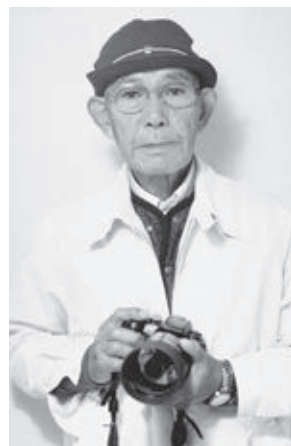
健康が全ての基本と考えて、食事・睡眠・起床などの生活習慣を自己で時間を決めて前後30分に無理なく運動を持続するために一人で出来ることと考えて、以前からの趣味のカメラをお供に毎日近隣を自転車と歩行で散策しております。お名前もお住まいも知らないが、お年寄りや犬と散歩する人、子供と自然を楽しむ人、釣りを楽しむ人、走る人、農作業する人や保育園児の室外保育やリハビリをする人、車椅子の人など多種多様な人々と挨拶したりお話をいたしますとパワーを頂き大変、心身がリフレッシュできて気力が湧き元気になります。

カメラを持参して田舎道を散策しておりますと、内庭に立派な柿の木に見事な柿が実っておりましたので、お家の庭の柿を撮らせて下さいと言うと、脚立と二股を出してきて『好きなだけ採って下さい』と勘違いされたり、近所の愚痴を長々と話し込む人、農家の人が畑から野菜を採ってきて土の付いたまま『新鮮度が違うから』とくれる人、軍隊当時の苦労話をする人など。また、小鳥を撮影している人は同じところで一日過ごす人が多く、話しかけると、さあ、大変話が尽きず困ってしまう事もあります。

健康のために歩くことと色々な人々と話すこと、そして邪念を忘れて撮影することで、心身がリフレッシュ出来るので、明日に向けて上を向いて毎日歩いております。

皆さん、健康一番、無理せずに毎日毎日身体を働かせて健全な心身つくりのため一步一步、前進して下さい。

全紹協広報誌に写真を載せていただき、感謝御礼申し上げます。



平成 23 年度

販売技術促進講座・従事者研修会

主催 (社)全日本マネキン紹介事業協会

従業者研修会

平成23年9月10日(土)
博多グリーンホテル2号館
受講者26名



九州連絡会

関東連絡会①

販売技術促進講座

平成23年11月16日(水)
お茶の水ホテルジュラク
受講者59名



東海連絡会

従業者研修会

平成23年11月19日(土)
ウインクあいち
受講者23名



関西連絡会

従業者研修会

平成23年11月17日(木)
ホテルアウィーナ大阪
受講者36名(内会員外1名)



販売技術促進講座

平成23年9月15日(木)
ホテルアウィーナ大阪
受講者41名



事務局に寄せられる 「問い合わせ・クレーム」についての報告

全紹協事務局では、昨年9月に問い合わせ専用フリーダイヤルを開設し、その番号をホームページに掲載し、広く皆様からの問い合わせやクレームに対応しております。

1. 問い合わせ・クレームの種類

大きく分けて次の5つに分類されます。問い合わせ手段は 電話90% メール10% FAX0%

①求職者からの問い合わせ

東京都内及び近県在住者からの問い合わせが多く、年齢、経験等にかかわらず全国各地から連絡が入ります。協会のホームページを見て、知合いの紹介で、N T T 番号案内からという人、マネキンという職業を初めて知ったので詳しく知りたいという方等。

②求人者からの問い合わせ

協会ホームページを見た全国各地メーカーから業種を問わず問い合わせが入ります。最近 増えたのは、「会社は東京にあるが、今度〇〇県〇〇市で催事（店舗営業）をすることになったので販売員を紹介して欲しい」等々。

③紹介事業に関する問い合わせ

会員外の紹介事業主からの問い合わせがほとんどで、基本的なコンプライアンスから日々の実務に関することまで多種多様。

④紹介事業のトラブルに関する問い合わせ

紹介事業主、メーカー担当者、マネキンからの仕事上のトラブルに関しての問い合わせ。賃金・手数料の支払い遅延や不払い問題・求職者からは登録したのにも関わらず仕事を紹介してくれない等。

⑤その他

マネキン人形の発注。

2. 問い合わせ・クレームの件数

	9月	10月	11月	12月	計
求職者からの問い合わせ	19	16	16	21	72
求人者からの問い合わせ	16	18	14	19	67
紹介に関する問い合わせ	9	7	6	2	24
トラブルに関する問合せ	4	2	3	1	10
その他	2	1	1	1	5
計	50	44	40	44	178

3. 問い合わせ・クレームの対応方法

求職、求人者の問い合わせについては、協会ホームページから各紹介所を直接検索してもらうようホームページのシステムを紹介。

また、ホームページを見ることのできない方には、求人者のお聞きし地域、職種等をうかがった上、連絡先をお伝えすることもある。

紹介事業に関する問い合わせについては、即答できるものはその場で、確認が必要な事項は事務局よりあらためての連絡とさせていただくか、所轄の労働局や労働基準局の相談窓口をお知らせしております。

事務局だより

◆ 入会

九州連絡会

(有)カワサキ 石山美子 平成23年12月1日
〒850-0873
長崎県長崎市諏訪町7番6号 石山ビル2F
TEL 095-824-4425 FAX 095-824-4425

◆ 退会

関東連絡会

(有)長坂マネキン紹介所 長坂清子 平成23年9月30日
(株)京王プロモーション 瀧波久子 平成23年12月31日
つくばサポート(有) 池田園子 平成23年12月31日

関西連絡会

(株)松山ライフビジネス 國本和子 平成23年9月30日

◆ 会員名変更

九州連絡会

(有)シナジーワーク鹿児島 坂田宏文

◆ 住所変更

関東連絡会

(有)西京マネキン紹介所
〒101-0061
東京都千代田区三崎町3-10-5 原島第三ビル602

人事異動

民紹協（東京本部）

総務課長（兼） しごと情報ネット支援室長 植木行雄

編集後記

2012年の干支は十二支の中で唯一想像上の動物である「辰」ですが、壬辰（みずのえたつ）といって60年周期でまわってくる縁起の良い年だそうです。

古代中国の神話で「竜」は神獣とされ、顎の下に1本だけ逆さに生えた鬚があり、この鬚を触られるのが大嫌いで万が一触れると激高するそうです。これが「激鱗に触れた！」のいわれです。天高く昇っていくその豪快な姿から皇帝のシンボルとされ、過去多くの「辰年」生まれの方が偉業を成し遂げたことから出生率まで上がるそうです。

2012年は「竜」の逆鱗に触れず、鯉が急流にある「竜門」を登り切って竜になるよう、われわれも「登竜門」を目指す努力が必要な年だと感じます。

民紹協の職業紹介責任者講習日程のご案内

新規講習 [平成24年2月～3月]

開催日	開催地	開催場所・会場	所在地	定員	受付状況
2月21日 (火)	東京	中野サンプラザ 14階「クレセント」	中野区中野4-1-1	120	受付中
3月2日 (金)	東京	中野サンプラザ 13階「スカイルーム」	中野区中野4-1-1	280	受付中
3月6日 (火)	大阪	ホテルアウィーナ大阪 3階「葛城」	大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12	200	受付中
3月16日 (金)	宮城	ホテル白萩 2階「錦」	仙台市青葉区錦町2-2-19	100	受付中
3月27日 (火)	東京	中野サンプラザ 13階「アネモルーム」	中野区中野4-1-1	120	受付中

- 講習時間……9時30分～17時（時間厳守）
講義開始後の入場は、他の受講者の迷惑となるばかりでなく、法定の講習（6時間）を履修することができなくなりますので、講義開始後の受付はいたしません。講義開始時刻の10分前までに必ず受付を済ませてください。
- 受講費用……13,000円（民紹協会員は10,000円）（税込。銀行振込）

継続講習 [平成24年2月～平成24年3月]

平成23年度開催日より、前回の受講証明書を申込と同時期に当協会へFAX（03-3818-7015又は7166）あるいは申込時の受信メールに返信する形でPDFファイル化した前回の受講証明書を添付して返信してください。前回の受講証明書で「受講対象者」を確認させていただきます。

開催日	開催地	開催場所・会場	所在地	定員	受付状況
3月13日 (火)	東京	アイビーホール青学会館 B2階「サフラン」	渋谷区渋谷4-4-25	120	受付中
3月16日 (金)	宮城	ホテル白萩 2階「錦」	仙台市青葉区錦町2-2-19	100	受付中

- 講習時間……12時30分～17時（時間厳守）
講義開始後の入場は、他の受講者の迷惑となるばかりでなく、法定の講習（4時間）を履修することができなくなりますので、講義開始後の受付はいたしません。講義開始時刻の10分前までに必ず受付を済ませてください。
※注意 3月16日宮城開催分については、新規講習、継続講習の同時開催となります。
 - 講義費用……8,000円（民紹協会員は5,000円）（税込。銀行振込）
- ※受付終了、キャンセル待ちについては当協会までお問い合わせください。なお、当日のキャンセル待ちは行っておりません。

受講申込みは、開催日の3か月前から当協会ホームページ
<http://www.minshokyo.or.jp/>の「受講申込みフォーム」で受け付けます。

（申込先） 社団法人全国国民営職業紹介事業協会
〒113-0033 東京都文京区本郷3-38-1 本郷イシワタビル5階
電話 03-3818-7011 FAX 03-3818-7015（会場への電話は、緊急時を除きご遠慮ください。）
受講の申し込みはインターネット以外にFAXでも受付けています。電話による受け付けは行っておりません。